

2019年10月17日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

マンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド (愛称:スマレバ)

追加型投信/内外/資産複合



当社は、2019年11月12日に「マンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド（愛称：スマレバ）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

∞ 投資家のみなさまへ ∞

当ファンドは、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行なうファンドです。

当ファンドでは、AHLパートナーズ社独自の数量モデルを基に、リスクコントロールを行ないつつレバレッジを活用した運用戦略をとることで、あらゆる市場環境において超過収益の獲得をめざします。

私どもは、システム運用の先駆者である同社の運用戦略を通じ、新たな投資機会を提供できるものと考えております。

このような投資手法に期待し、長期投資をお考えのお客さまの資産運用、資産形成の一助となれば幸いです。

1. ファンドの目的

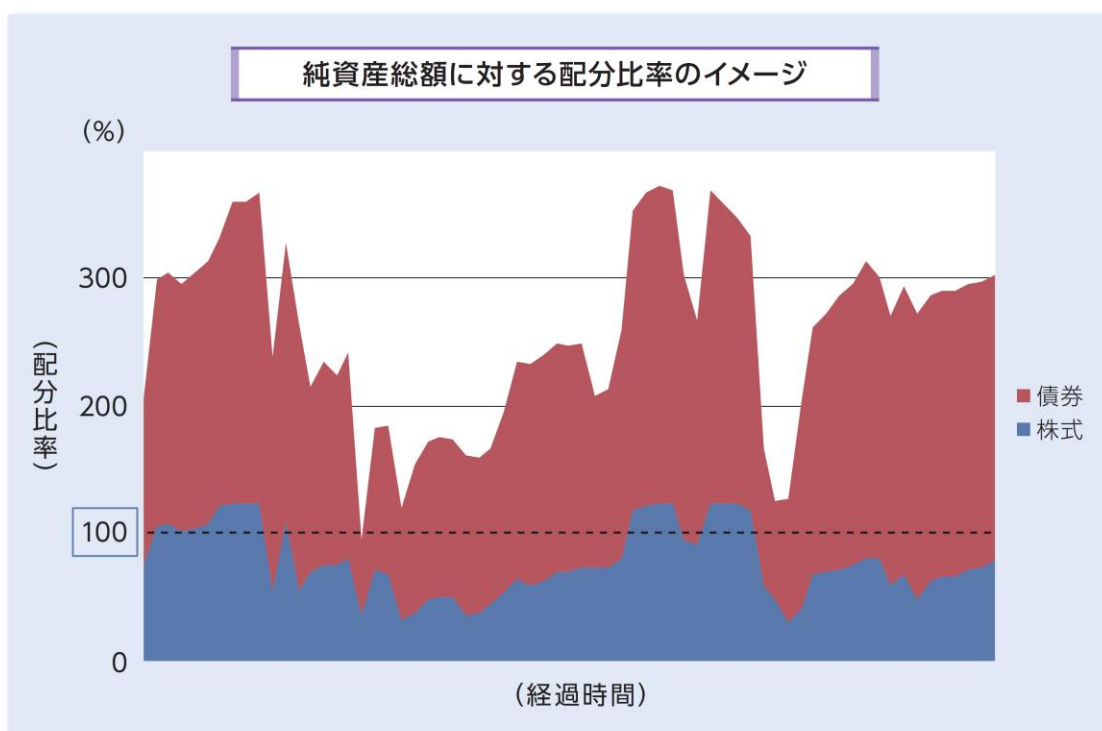
世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

2. ファンドの特色

ファンドの特色

1 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行ない、独自の数量モデルを活用してポジションを構築します。

- ◆ 目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得をめざします。なお、目標ボラティリティは10%とします。
- ◆ デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。



※上図は市場環境の変動による配分比率の推移を表したイメージ図であり、実際を上図の比率で運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

2

運用は、AHLパートナーズ・エルエルピーが行ないます。

AHLパートナーズ・エルエルピーについて

- AHLパートナーズ・エルエルピー(1987年創業、本拠地：英国ロンドン)は、マン・グループ傘下のクオンツ・マルチアセット戦略を提供する資産運用会社です。
- マン・グループ(1783年創業、本拠地：英国ロンドン)は、複数の運用会社を傘下に持つ世界最大級のオルタナティブ投資を中心とする運用会社です。年金基金、保険会社、財団などの投資家を主な顧客基盤としています。

3

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

- ◆ ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ◆ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

4

毎年4月12日および10月12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

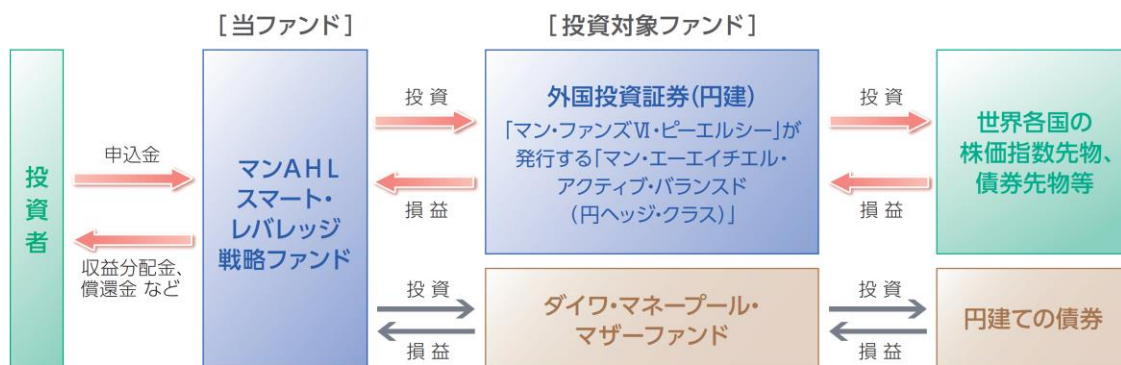
(注)第1計算期間は、2020年4月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資証券を通じて、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資します。



◆ 当ファンドは、通常の状態では投資対象とする外国投資証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。




◆ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。



3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 (価格変動リスク・信用リスク)	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p>株 価 の 変 動</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p>
<p>公 社 債 の 価 格 変 動</p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。</p>
 株価指数先物取引・債券先物取引の利用に伴うリスク	<p>株価指数先物、債券先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場または債券市場の下落によって、株式市場または債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象証券または指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。</p>
 当ファンドが活用する戦略に関するリスク	<p>市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。</p> <p>当ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行なうことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、レバレッジを活用して取引を行ないますので、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。</p>

 <p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p> <p>当ファンドは、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>
 <p>カントリー・リスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容									
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.2375% (税抜1.125%)以内*	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。									
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.35%									
	販売会社	年率0.75%									
	受託会社	年率0.025%									
<p>*ファンド設定日から起算して66営業日目の翌日以降において、前営業日における過去65営業日間の分配金再投資基準価額*の騰落率が2%未満である場合には、以下となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用</th> <th>年率0.6875% (税抜0.625%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜) (注1)</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.20%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.40%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.025%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したもの</p>			運用管理費用	年率0.6875% (税抜0.625%)	配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.20%	販売会社	年率0.40%	受託会社	年率0.025%
運用管理費用	年率0.6875% (税抜0.625%)										
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.20%									
	販売会社	年率0.40%									
	受託会社	年率0.025%									
投資対象とする 投資信託証券	年率1.09%以内 (提出日現在:0.95%程度)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 ※費用の詳細については[投資対象ファンドの概要]をご参照下さい。									
実質的に負担する 運用管理費用	年率1.6375%~2.1875% (税込)程度 ※提出日現在。今後この数値は見直される場合があります。										
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。									

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日 ② ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日(土曜日および日曜日を除きます。)の前営業日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ② 継続申込期間 午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 2019年11月1日から2019年11月11日まで ② 継続申込期間 2019年11月12日から2021年1月5日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	当初募集額	1,050億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	2024年10月11日まで(2019年11月12日当初設定) 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	◎主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年4月12日および10月12日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2020年4月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
	信託金の限度額	1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。 ※2019年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：野村信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上